

法学委員会分科会の設置について

分科会等名：ジェンダー法分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	法学委員会
2	委員の構成	25名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	ジェンダー平等という人権に関わる課題解決に向けて、法学分野における研究が果たす役割は非常に大きい。日本においてはこの分野での取組の成否は、国の行く末にとって影響が大きいことは自明である。課題解決のために、一定の法整備がなされてきている。ゆえに、課題解決に向けては、なお必要である法整備と既存の法の実効性や運用面での課題についての学際的探求、市民社会とのコミュニケーションが必要である。課題への解を、法学を中心に、隣接諸科学の知見からの示唆も得て、ジェンダー視点から学術的に検討し、意思の表出を行う。
4	審議事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既存の法制度の実効性をいかに確保するかについて、具体的な法制度を取り上げ、各分野における実態について検討し、意思の表出を行う。 2. 比較法的研究と国際人権的観点、関連する各法分野の知見も集めて、市民社会との意見交換も行い、必要な法整備について検討する。 3. その他関連する事項に係る審議に関すること
5	設置期間	令和5年12月22日～令和8年9月30日
6	備考	